

様式第3号(第3条関係)



令和4年(2022年)11月11日

湖南省長 生 田 邦 夫 様

湖南省政治倫理審査会

会 長 真 山 達 志



審 査 結 果 報 告 書

湖南省政治倫理条例施行規則第3条第8項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 審査対象者の氏名及び審査請求の内容

(1) 審査対象者 加藤貞一郎議員

(2) 審査請求内容 加藤貞一郎議員が所有する農地を、転用手続きをせずに県発注工事の現場事務用地として複数の業者に貸し、その使用料として68万円を得ていたが、その収入を税務署に申告しておらず、農地法や所得税法に抵触するおそれがある。

この行為は、湖南省政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第1項第1号に定める「市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為」および「その自由刑として禁錮のみを定める罪以外の道徳的に非難されるべき動機に基づき行われ、その法定刑として罰金以上の刑を定める罪の被疑者として捜査機関の取調べの対象となる行為」に抵触するおそれがある。

2 審査結果

別紙のとおり

湖南省政治倫理審査会における審査の経過および結果

1 湖南省政治倫理審査会委員

役 職	委 員 名	職 業
会 長	真 山 達 志	大学教授
副会長	八 幡 知 行	公認会計士・税理士
委 員	齋 藤 亮 介	弁護士
委 員	林 善 彦	司法書士・土地家屋調査士・行政書士
委 員	山 本 善 通	税理士・行政書士・中小企業診断士

※ 委員の数は、条例第6条第3項の規定により6人となっているが、委員1人が任期中に死去されたため、1人欠員

※ 林委員は、湖南省政治倫理条例施行規則第7条の規定により、本件についての審査から外れることを承認

2 審査請求等の経過

令和4年4月8日付けで、藤川みゆき議員、大島正秀議員、上野顕介議員、森淳議員、奥村幹郎議員、中土翔太議員、堀田繁樹議員、柴田栄一議員および望月卓議員の連署をもって、湖南省議会議長宛に条例第5条第1項の規定に基づく調査請求書の提出があった。当該調査請求書については、同条第2項の規定により令和4年5月2日付け湖議第67号で湖南省議会議長から湖南省市長宛にその書面の写しが送付された。

その後、令和4年7月20日付け湖総第107号審査請求書により、湖南省市長から湖南省政治倫理審査会会長宛に第6条第2項の規定による調査請求に係る審査付託がされた。

3 審査の経過

第6回審査会（本件第1回）

- (1) 開催日 令和4年8月9日（火）
- (2) 議事内容 審査請求内容を確認した。
 - ① 調査請求の適否について審査した結果、調査すべき案件として取り扱うこととした。
 - ② 政治倫理基準違反の存否について審査するに当たり、審査の方法、収集すべき資料、事情聴取を行うべき者等について確認した。

第7回審査会（本件第2回）

- (1) 開催日 令和4年8月30日（火）
- (2) 議事内容 現地調査の後、農業委員会事務局職員および審査対象者に事情聴取を行った。

第8回審査会（本件第3回）

- (1) 開催日 令和4年10月3日（月）
- (2) 議事内容 事情聴取の内容を基に、政治倫理基準違反行為の存否について審査し、結

果報告書の内容について検討した。

第9回審査会（本件第4回）

- (1) 開催日 令和4年10月31日（月）
- (2) 議事内容 事情聴取の内容を基に、政治倫理基準違反行為の存否について審査し、結果報告書の内容について確認した。

4 審査の内容

令和4年1月26日（水）の毎日新聞朝刊に掲載された審査対象者の行為について、審査請求人から求められた次の調査内容に関し、資料請求、現地調査および事情聴取により調査を行った。

(1) 農地転用手続きの必要性の認識の有無

毎日新聞（令和4年1月26日付朝刊）に掲載された令和元年に滋賀県が発注した野洲川広域河川改修工事および野洲川沿岸地区の用水路整備工事の請負業者への審査対象者所有農地の賃貸に際し、当該農地に仮設現場事務所を設置するため、農地法第5条の規定に基づく農地の一時転用の手続きの必要性について、審査対象者と農業委員会事務局に認識を確認した。

- ① 審査対象者は、農地転用手続きの必要性は認識していたが、公共工事に係る許認可申請手続きについては、請負業者が工事施工の一連の行為として事務手続きをするものと思込んでいたため、結果として手続きを怠っていたものと述べた。
- ② 農業委員会としては、農地の転用には手続きが必要であり、本件に関しても一時的な転用行為について手続きが必要と認識しているという。国や県が農地の転用を行う場合、転用許可が不要な場合があるが、本件の場合、滋賀県が当該農地を選定し現場事務所として転用したのではなく、滋賀県から委託された請負業者自らが選定し一時転用した土地であるため、農地転用手続きが必要であるという。一般的に、本件のようなケースについては、土地所有者ではなく工事請負業者が手続きを行う場合が多いとのことである。新聞報道にある「以前に市の農業委員会から『農地の形状をなしていない』との指摘」については、公文書による指摘は行っていないが、農業委員による農地パトロールの中で当該農地の不耕作が発覚し、適正な利用について口頭で指導を行ったのは事実であると述べた。

(2) 工事完了後の当該農地原状回復の必要性の認識の有無

滋賀県が発注者であった工事完了後、当該農地の原状回復の必要性について、次のとおり審査対象者と農業委員会事務局に認識を確認した。

- ① 審査対象者は、請負業者が仮設現場事務所を撤去する際、当該農地を原状回復しなければならないという認識のもと、畑地として有効活用できるよう工事現場で処分する不要となった残土を搬入し、盛土の整備を依頼したと主張する。しかしながら、この度の当該新聞報道により農地の原状回復が十分でないとの指摘を受け、地元業者に依頼して追加の原状回復工事を行ったという。
- ② 農業委員会としては、田に土を入れる際には農地法上の申請は不要であるが、田畑転換の届出の提出をお願いしている（義務ではない）とのことである。

農地を一時転用した場合、転用後は原状回復義務が生じるが、本件農地については、仮設現場事務所撤去後、畑地として有効活用できるよう工事現場で発生した残土を搬入

しており、追加工事後の現況は農地と判断できるとの見解を述べた。

(3) 農地賃貸収入に係る所得税の確定申告の必要性の認識の有無

仮設現場事務所を設置した当該農地に係る賃貸収入に係る所得税の確定申告の必要性について、次のとおり審査対象者に認識を確認した。

- ① 審査対象者は、当該年の年末までに請負業者から支払調書が送付されなかったため、申告の義務を失念していたと主張する。
- ② 新聞報道にある「これくらいの額なら税務署に申告しなくてもよいだろうという甘えがあった。」という言葉については、この結果だけを問題視するならそのように思われても仕方がないという意味で用いたもので、誤解を招く表現であったと後悔していると述べた。

(4) 道義的な認識の有無

下記【判断の理由】のとおり

5 審査の結果

条例第4条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと判断する。

6 判断の理由

【農地法および所得税法に抵触するおそれのある行為について】

当審査会は、法令上の違反であるか否か判断を行う機関ではないが、政治倫理基準違反行為の存否を判断するに当たり、本件行為は次のとおり農地法および所得税法に抵触するおそれの有無について検討する。

(1) 農地転用手続きの必要性の認識について

農地法第5条第1項は、「農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第4項において同じ。）にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。」と規定する。審査対象者も許可の必要性を認識しており、業者が許可申請をしたものと思い込んでいたと主張するものの、これをもって手続きを怠っていたことを正当化できないため、同法に抵触するおそれがあるものと判断する。

(2) 工事完了後の当該農地原状回復の必要性の認識について

審査対象者は、畑としての利用を想定した原状回復を行ったと主張するが、新聞報道で当該農地の原状回復が不十分であるとの指摘を受けると、追加の原状回復措置をとった。この経緯から、原状回復に関しては直ちに違法性があるとは言えないが、市民全体の代表者であり法令を遵守すべき議員として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為であると考える。

(3) 農地賃貸収入に係る所得税の確定申告の必要性の認識について

審査対象者は、新聞報道後、水口税務署へ赴いて自身の当該不動産収入に係る申告漏れについて調査官に説明を行い、修正申告を行った上、所得税の納付、市県民税および国民健康保険税の過年度分納付を行った。しかし、当初は請負業者から支払調書が送付されなかったことを理由に当該不動産収入に係る申告を行っておらず、所得税法に規定する確定所得申告義務に抵触するおそれがあるものと判断する。

【政治倫理基準違反行為の存否について】

公職にある者は、法令を遵守することが求められているのみならず、少しでも法令に抵触する疑いのある行為は極力回避する必要がある。しかし、上記で検討したように、農地転用許可および確定申告に関しては、審査対象者の行為は法律違反のおそれがある。審査対象者は勘違いや失念によるもので故意ではないことを主張するが、議員に求められる資質を考慮すれば軽率の誹りは免れない。同時に、農地の原状回復についても、違法ではないが農地法の主旨を実現する上で、審査対象者の行為は必要かつ十分なものとは言い難いものであった。

以上のことから、審査対象者が既に議会で説明と謝罪を行っており、市民に対する説明も一定程度行っていることなど考慮すべき要素もあるものの、審査対象者の本件審査対象となった行為は、条例第4条第1項第1号に定める「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと」に反すると判断する。

よって、本審査会は、政治倫理基準（条例第4条第1項第1号）違反を認定する。

7 附帯意見

当審査会は、政治倫理基準の違反の存否について審査する機関であるが、次に述べる意見を附することとする。

昨年末から本件で3件目となる審査請求については、他には例のない頻度であると言わざるを得ない。湖南省政治倫理条例第2条では、議員の責務として「市民全体の代表者として、法令及びこの条例を遵守し、市政にかかわる自らの役割と責務を深く自覚し、自ら研鑽に励むとともに、良心に従い責任ある政治活動に努めなければならない」と規定しているが、このような状況から市民の心情を推察すると、湖南省議会全体の信頼と名誉が損なわれるおそれがあると懸念している。

議員一人ひとりが市民全体の代表として市政に携わる権能と責務を深く自覚した上で、条例の趣旨を踏まえ、今一度市民の信頼を得るべく、湖南省議会が一丸となって政治倫理の向上に努めていただくよう、議員各位に強く要望する。

